

# 士別市小中学校適正配置計画（案）の概要について

## 1 小中学校適正配置計画の策定

全国的な少子化の影響により児童生徒数が減少しており、学校の小規模化が進行しているが、本市教育委員会では、次代を担う児童生徒により良い教育条件、教育環境を整備するため、本市の児童生徒数等の将来推計を見据えながら、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を整理し、「小中学校適正配置計画」を策定する。

## 2 基本計画の位置づけ

士別市小中学校適正配置計画書（案）は、現行の「士別市小中学校適正配置計画書（H29.2月改訂）」を基に、士別市教育委員会が令和6年12月に設置した「士別市小中学校適正配置検討委員会」に検討いただいたものである。検討委員会では、各地区で行われた「小中学校のあり方懇話会」で出された意見を加えた上で、少子化に伴い児童生徒の著しい減少が見込まれる中、次代を担う児童生徒によりよい教育環境を整備するため、地域に根ざした魅力ある学校づくり、並びに小中学校の適正な規模や配置について検討いただいている。現在把握している出生数から、今後6年間の児童生徒数の推移を捉え、児童生徒数、職員配置数、施設などを示し、今後の小中学校のあり方をまとめたものである。

## 3 学校適正配置基本方針

### （1）学校のあり方の基準

学校教育法施行規則第41条で、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準、中学校も同規則第79条で、これを準用するとされている。北海道教育委員会の学校標準規模指針では、中学校は9学級以上18学級以下を標準としているが、本市では6学級以上11学級以下の「小規模校」は4校、1学級以上5学級以下の「過小規模校」は6校であることから、適正配置の対象校とする原則的な基準を、

- ・児童生徒数が10人以下、
  - ・学級数が小学校3学級以下、中学校2学級以下
- としている。

### （2）考慮すべき事項

国・道の指針では、一定の集団の中で多様な考えに触れ、認めあい、協力しあい、社会性や集団性を身につけさせることが大切としているが、地域における学校の役割、精神的なつながりなどにも配慮して、学校の必要性を検討する必要がある。

## 4 学校適正配置基本計画

### (1) 学校適正配置対象校

「適正配置対象校」の原則的な基準に当てはまり、学校運営等に支障をきたすと考えられる学校は、温根別小学校、糸魚小学校、上士別中学校、朝日中学校の4校となる。この基準には到達しないが、今後、保護者、地域との継続した協議を進めていく学校が、上士別小学校、多寄小学校の2校と考える。

また、中央市街地区の、士別小学校、士別南小学校、士別中学校、士別南中学校においては、今後6年間で適正配置の基準を下回ることはないと考えが、児童生徒数の推移等を見ながらあり方を検討していく必要がある。

### (2) 学校適正配置の具体的方策

#### ①「現適正配置計画」により統合・改築を進める学校

##### ・朝日中学校

これまで保護者との協議の中で「義務教育学校」として学校を残してほしいとの要望から、糸魚小学校と2線校舎を一体的に整備することを検討していたが、大幅なコスト増が予想されること、生徒数減少のスピードが予想より早く進んでいることから、糸魚小学校校舎の改修で対応できるとの考えにより、令和9年度の開校に向けて準備を進めている。

#### ②本計画期間に「適正配置実施対象校」とする学校

##### ・上士別中学校

令和12年には生徒数が9名となる見込みであり、「適正配置対象校」として学校及び地域、保護者と協議していく。また小学校と中学校は、その接続がより重要視されるようになってきていること、校舎が併設されていることから、上士別小学校と一体的にあり方を検討していく。

##### ・温根別小学校

「現適正配置計画」においては「学校適正配置実施対象校」に位置づけられていなかったが、令和6年5月に教育委員会に「温根別小学校の統廃合についての要望書」が提出された。現在令和7年度中の閉校および士別小学校への統合に向けて準備を進めている。

##### ・糸魚小学校

令和12年までに適正配置の対象とはならないが、朝日中学校校舎の議論の中で「義務教育学校」に向けての議論が進んだことから「義務教育学校」設立に向けて準備を進めている。

#### ③保護者、地域との継続した協議を進めていく学校

##### ・上士別小学校

令和12年までに10人以下とはならないが、小学校と中学校の接続が重要視されていること、校舎が併設されていることから、上士別中学校と一体的にその在り方を検討していく。

- ・多寄小学校

令和12年までに10人以下とはならないが、すでに中学校からは土別中学校に通うことになるため、保護者、地域から将来を見越した意見等が出ることも想定されるなど、継続して協議していく必要がある。

## 5 長期的な計画の立案

「令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」（R6年8月）によると、

### ●公立学校施設を取り巻く状況

全国の公立学校施設の延床面積の約4割が、築40年以上の建物でかつ改修を要する状況であるなど、全国的に教育面・安全面での老朽化対策が急務となっています。また、災害発生時の避難場所など地域の拠点的功能としての期待が年々増しており、学校施設には地震や豪雨などの自然災害発生後も使うことのできる強靱さと高機能化が求められています。

一方で、少子化の急速な進行による児童生徒の減少や国・地方ともに厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算の中で老朽化対策を進めていくには、公立学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設の複合化、さらに地域の状況によっては公立小中学校の適正規模・適正配置も含めて、検討を進めることが重要です。

とあり、限られた予算の中で「長寿命化」「複合化」と合わせて「公立小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めること」の重要性が謳われている。また、

### ●教育委員会と首長部局が一体となった施設計画づくり

しかし、学校その他の教育機関以外の他の公共施設の実態や管理運営に関するノウハウは首長部局にあります。学校個別施設計画の上位計画となる公共施設等総合管理計画では、複合化・共用化・管理運営などについて、全施設を対象に見直しを行って、その方向性を明確に打ち出すことが求められています。つまり、学校施設の検討は、今や他の公共施設との複合化、共用化の検討とともに行う段階に至っており、関連する計画を一体的に、整合性を持たせながら検討することが求められています。このときに、どの機能を集約化・複合化の対象とするのかは、首長部局が教育委員会をはじめ関係部署と調整しながらリーダーシップを発揮する場面といえるでしょう。

とあり、もはや「適正配置計画」は教育委員会だけではなく、教育委員会と首長部局が一体となった施設計画が求められている。

本計画では6年間と期間を設定しているが、その期間内であっても児童生徒数の推移を見ながら学校のあり方を検討することで、より良い教育環境の実現を目指す必要があると考える。